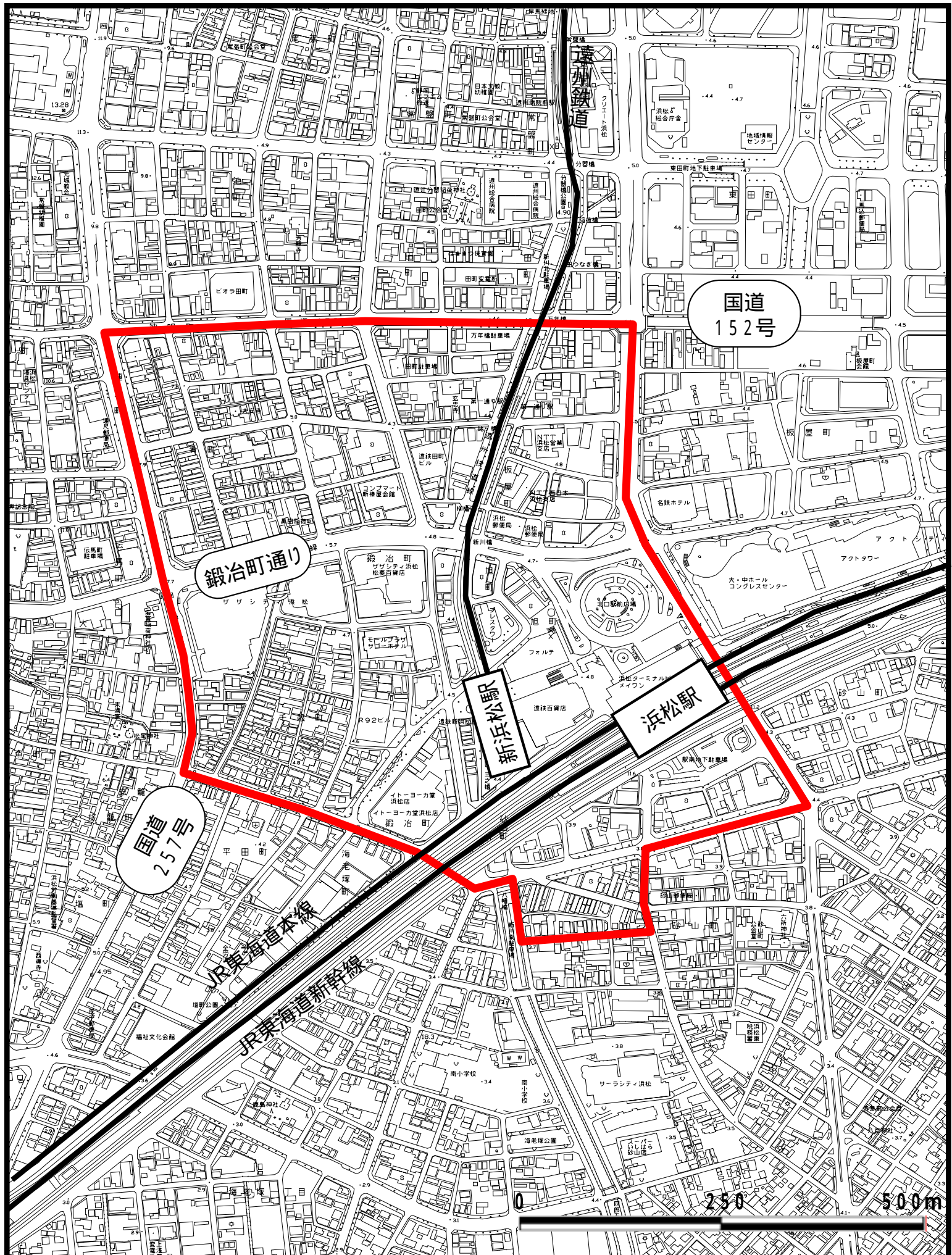


都市再生緊急整備地域（案） 及び地域整備方針（案）

（注）

地域整備方針は、都市再生特別措置法第 2 条第 3 項に基づく都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令の施行の日から効力を発する。

浜松駅周辺地域



都市再生緊急整備地域の地域整備方針（案）：浜松市

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
浜松駅周辺地域	<p>ものづくりを中心に多様な産業・企業が集積し持続的に発展する「21世紀型産業都市」を目指す浜松市の都心において、都市発展を牽引する賑わい・交流の拠点、新しい価値・モノ・コトを生み出す拠点としての機能を強化するため、産業、居住、商業等の多様な都市機能の集積と高度化を図るとともに、「景観・音・匂い・味わい・感触」といった人間の五感を刺激する、「誰もが歩いて楽しい安全なまち」を形成</p>	<p>広域集客型大型商業施設の立地誘導、新たな産業の誘致・育成、都心居住の促進による雇用拡大及び都心人口の増加</p> <p>商業・業務機能の高度集積や民間と連携した駅前広場の賑わい創出による政令市を目指す都市にふさわしい玄関口の形成</p> <p>建物の耐震化の促進及び防犯対策の強化による安全安心な都市空間の確保</p> <p>景観の整備や花・緑・アートを活用した楽しく歩けるモール（ゆとりモール）の充実などによるオシャレで魅力的なメインストリートの形成</p> <p>屋上や壁面の緑化、保水性舗装などによる地球温暖化やヒートアイランドへの対応</p> <p>公共交通が便利で、ユニバーサルデザインに配慮された誰もが楽しめる都心の実現</p> <p>豊かさが感じられる文化機能の充実</p>	<p>交通管理計画のもと、ゾーンシステムを導入し、ゆとりモールとゾーン外周の骨格道路を整備、地下道を廃止し平面横断化、歩行空間・公共用歩廊を整備、通過交通総量の抑制などを推進</p> <p>環境にやさしい空間づくりに向け、公共施設の屋上緑化・壁面緑化や保水性舗装、高効率な冷暖房設備や再生水利用システムなどの導入を促進</p> <p>ユニバーサルデザインを実現するため、幅の広い歩道や昇降設備の整備、民間との連携により休憩ベンチ・トイレの設置や音声案内サインシステムの導入などを促進</p> <p>防犯機能強化のため、スーパー防犯灯等安全監視施設の充実</p> <p>市民の創造的活動に資するとともに、国内外の人々・文化の交流する拠点となる美術館等の整備</p> <p>賑わい創出と周辺施設との連続性の機能強化に向けた駅前地下広場の民間活力による再整備</p>	<p>規制緩和、税制優遇などにより、広域大型商業施設や企業の立地誘導を促し、地域経済の振興、新規雇用の創出に寄与する都市開発事業を促進</p> <p>都市開発事業における屋上・壁面緑化の義務化や高効率な冷暖房設備や再生水利用システムなどの導入支援により、地球温暖化・ヒートアイランド対策を促進</p> <p>ユニバーサルデザインに配慮した魅力ある街並み形成のため、都市開発事業における、建物等施設の外観、形態、色彩などのガイドラインを地域の多様な主体とともに策定し誘導</p> <p>大規模集客施設アクトシティと既存商業地とをつなぐ駅前地下広場への店舗誘致など公共空間の民間による利用や、ITを使った地域情報の提供などにより回遊性を高め、アクトシティからの人の流れをメインストリートに呼び込み、中心市街地の賑わいを創出</p>